

公益社団法人白井市シルバー人材センター会員就業規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人白井市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に関する事項を定めるものである。

(センターにおける就業)

第2条 センターは、定款の目的に基づき、会員が自発的に働く意欲と希望をもってその能力を發揮できる就業の機会を提供し、共働・共助の実をあげようとするものである。

第2章 就 業

(仕事の受注)

第3条 センターにおける仕事の受注は、センターが一括して発注者から委託を受けその交渉にあたるものとし、会員は、発注者と受注又は作業条件等につき、直接の交渉当事者とはならない。

(仕事の配分手順)

第4条 センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、配分金等について打ち合せを行い就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。また、センターは、会員の就業に対し適切な助言を行うものとする。

- 2 会員が継続して同一業務に就業できる期間は、他の会員への公平な就業機会提供の確保を図るため、原則として最長5年を限度とする。
- 3 会員は、作業日報を携行し、契約内容に則した仕事に従事したうえ、その結果を作業日報に記録し、本人及び発注者がそれぞれ確認を行い、作業の終了又は作業日報締切期日後速やかにセンターに提出しなければならない。

(健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第5条 センターは、その受託した仕事との関係において、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力する。

(就業上の留意事項)

第6条 会員は、就業にあたり次の点に留意すること。

- (1) センターから提供された仕事について誠実に履行するよう努めること。
- (2) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は、事前にセンターに届け出ること。
- (3) 就業上知りえた業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは他にもらさないこと。

- (4) 就業にあたっては安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。
- (5) 就業中の怪我又は身体や健康状態の異常、もしくは第9条に該当する事故が発生する等不測の事態が生じたときは、直ちにセンター及び発注者に連絡を行うと共に応急の措置をとること。

第3章 共同作業

(共同作業における留意事項)

第7条 会員が共同作業を必要とする場合は、上記の就業に関する定めに加え次の点に留意すること。

- (1) 就業会員は、そのなかからリーダー（世話人・班長）を互選する。リーダーは就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息時間、会員相互の連携並びに発注者との打ち合わせなどにつき、センターに協力すること。
- (2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。
- (3) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任分担の精神をもって就業すること。
- (4) 就業会員が就業中に怪我をし、又は身体や健康状態が異常となる等の他、第9条に該当する事故が発生する等の不測の事態が発生したときは、共同作業中の会員は、直ちにリーダー及びセンター並びに発注者に連絡を行う等の応急措置をとるようにすること。

第4章 傷害保険

(傷害保険)

第8条 会員の就業中などにおける死傷病については、「シルバー人材センター一団体傷害保険」約款の定めるところにより、保障されるものとする。

- 2 傷害者、共同作業会員又は会員の家族は、事故後遅滞なくその内容等をセンターに届けて指示に従うこと。

第5章 損害保険

(損害保険)

第9条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体もしくは財産に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。ただし、免責分に関わる金額（1事故1,000円）は会員の負担とする。

- 2 会員の故意及び重大な過失又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任等「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は、

会員が負うものとする。

第6章 雜 則
(規約の改廃)
第10条 この規約の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

附 則

この規約は、公益社団法人白井市シルバー人材センター設立登記の日（平成24年4月1日）から施行する。